

弘前地区消防事務組合手数料条例新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納付すべき者	事務の区分	手数料の額	手数料を納付すべき者	事務の区分	手数料の額
1（略）	（略）	（略）	1（略）	（略）	（略）
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請をしようとする者	(1)（略）	ア～オ（略）	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請をしようとする者	(1)（略）	ア～オ（略）
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ（略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000</u> 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリッ		オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000</u> 円 (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリッ	

新			旧		
		<p>トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>1,720,000</u> <u>円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,920,</u> <u>000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大 数量が50,000キロリッ トル以上100,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,360,</u> <u>000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大 数量が100,000キロリッ トル以上200,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,740,</u> <u>000円</u></p>			<p>トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>1,410,000</u> <u>円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,590,</u> <u>000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大 数量が50,000キロリッ トル以上100,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,950,</u> <u>000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大 数量が100,000キロリッ トル以上200,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,270,</u> <u>000円</u></p>

新			旧		
		<p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u></p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>			<p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u></p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

新			旧		
		(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリッ トル未満の屋外タンク 貯蔵所 5,930,000円 (イ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリッ トル以上500,000キロリ ットル未満の屋外タン ク貯蔵所 7,470,000円 (ウ) 危険物の貯蔵最大 数量が500,000キロリッ トル以上の屋外タンク 貯蔵所 10,900,000円 キ～シ (略)			(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリッ トル未満の屋外タンク 貯蔵所 5,930,000円 (イ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリッ トル以上500,000キロリ ットル未満の屋外タン ク貯蔵所 7,470,000円 (ウ) 危険物の貯蔵最大 数量が500,000キロリッ トル以上の屋外タンク 貯蔵所 10,900,000円 キ～シ (略)
	(3) (略)	ア～カ (略)		(3) (略)	ア～カ (略)
3～7 (略)	(略)	(略)	3～7 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		